

41 農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

対策のポイント

(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)日本政策金融公庫を通じ、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者等を出融資により支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。
- ・ このため、農業競争力強化支援法に基づき、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に取り組む農業生産関連事業者等の事業再編等を支援し、更なる農業の競争力強化を進めることが重要です。

政策目標

農業生産関連事業者等の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化

<主な内容>

農業生産関連事業者等が取り組む生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に必要な資金について、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や、(株)日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。

1. 農林漁業成長産業化ファンドによる出資等(財投資金)
出融資枠：125億円の内数
事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構
2. 日本政策金融公庫による資金の貸付け(財投資金)
融資枠：6,150億円の内数
貸付主体：(株)日本政策金融公庫

お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- 2の事業 食料産業局企画課 (03-3502-5742)

農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

農業競争力強化支援法に基づき、事業再編・参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者等を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構と(株)日本政策金融公庫を通じた、出融資により支援します。

対象事業者

【事業再編の場合】

農業競争力強化支援法（以下、支援法）の目的に沿った活動であって、以下の①、②のいずれにも該当するもの。

- ① **合併、分割、事業譲渡、設備の相当程度の廃棄等の措置**
- ② **新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用**

「事業再編」の対象事業

- ・肥料、農薬、配合飼料の製造事業
- ・飲食料品の卸売事業（米卸売業など）
- ・飲食料品の小売事業（食品スーパーなど）
- ・飲食料品の製造事業（製粉、乳業など）

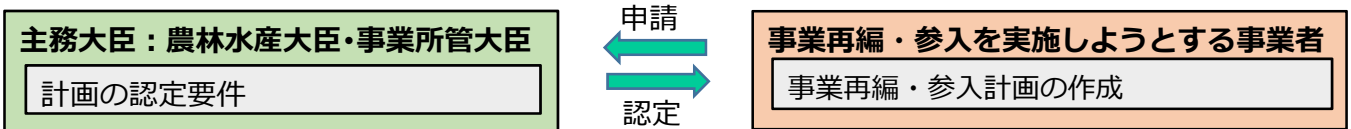
【事業参入の場合】

支援法の目的に沿って、**農業生産関連事業を新たに行うこと**。

「事業参入」の対象事業

- ・農業用機械製造事業（部品製造含む）
- ・種苗生産卸売事業

支援を受けるには



措置内容

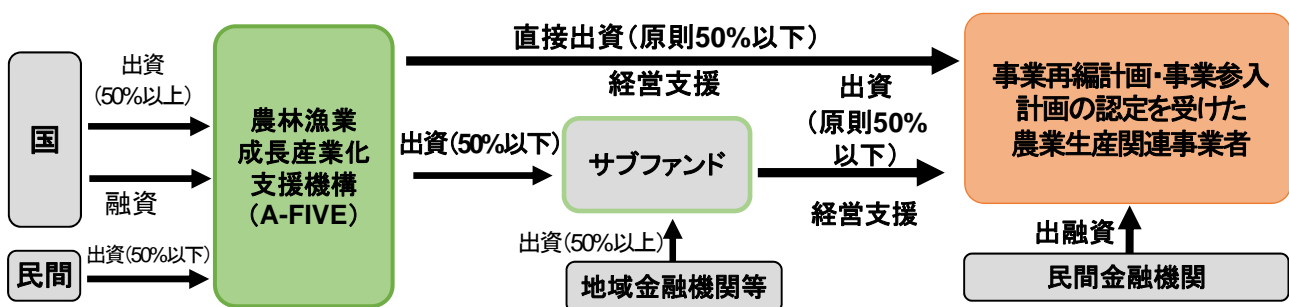
1. (株)農林漁業成長産業化支援機構による出資

事業再編計画 事業参入計画

事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が出資します。(出資に当たっては、A-FIVEによる審査があります。)

<条件等>

- ・出資方法： A-FIVEによる直接出資又はサブファンドを経由した間接出資
- ・出資比率： 原則50%以下(直接出資の場合、民間事業者等からの出資が見込まれることが必要)
- ・投資期間： 5～7年程度



2. (株)日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付け

事業再編計画

事業再編計画の認定を受けた**中小企業者**を対象に、(株)日本政策金融公庫が長期・低利の資金を融資します。(貸付けに当たっては、(株)日本政策金融公庫による審査があります。)

<条件等>

- ・資金用途： 設備資金、株式の取得など事業再編に要する資金
- ・対象業種： 飼料事業者(配合飼料の製造事業者)
農産物流通等事業者
- ・償還期限： 20年以内(据置期間 3年以内)
- ・貸付限度額(融資率)： 負担額の80%
- ・利率： 年0.20%～0.45%(H29.12.20時点)

上記の金融支援をはじめ、事業再編には税制特例の支援も措置して、農業生産関連事業者等の取組を応援します！！

42 目標を明確にした戦略的な技術開発と社会実装の推進

【7,938(9,233)百万円】
(平成29年度補正予算1,000百万円)

対策のポイント

農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標に基づく技術開発、基礎的・先導的な技術開発によるイノベーションの創出と社会実装を推進します。

<背景/課題>

- ・農林水産業・食品産業の競争力の強化のためには、現場では解決できない技術的問題などのニーズを踏まえ、農林漁業者等が求める研究目標に基づき技術開発を行い、その成果を速やかに社会実装していく必要があります。
- ・また、生産性の飛躍的な向上や新産業の創出に向け、様々な分野の知識や技術等を結集しつつ、中長期的な視点でイノベーションの創出が期待できる基礎的・先導的な分野の技術開発を進める必要があります。
- ・先端技術の生産現場への導入を円滑に進めるため、民間事業者（コンサルタント等）が研究機関と連携して当該技術を先進的な農業経営体に橋渡しし、社会実装する取組を推進するとともに、研究成果の知財としての保護・活用など研究成果の活用に向けた環境づくりを行うことが重要です。

政策目標

- 現場のニーズに対応した技術開発について、研究開発に主体的に参画した農林漁業者が技術を実践（平成34年度）
- 「知」が集積する仕組みを活用した実施課題の80%以上で商品化・事業化が有望な研究成果を創出（平成34年度）

<主な内容>

1. 目標を明確にした戦略的技術開発 7,786(9,233)百万円

(1) 農林漁業者等のニーズに対応した技術開発の推進

農林漁業者、食品事業者のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、農林漁業者、企業、大学、研究機関がチームを組んで行う、農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術開発を推進します。

(2) 基礎的・先導的な技術開発によるイノベーションの創出

国が、中長期的な視点で取り組むべき研究開発の方向を定めた技術戦略に基づき実施する、イノベーションの創出に向けた技術開発を推進します。農林水産分野に様々な分野の知識・技術等を結集（「知」の集積と活用の場）し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化につながる産学官連携研究を推進します。

戦略的プロジェクト研究推進事業、
「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出推進事業で実施
委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

[平成30年度予算の概要]

2. 生産性革命に向けた革新的技術開発事業

(平成29年度補正予算 1, 000百万円)

人工知能(AI)やドローン等の最先端技術を活用したイノベーションの創出により、省力化・低コスト化等の生産性革命に資する技術開発を推進します。

3. 研究成果の社会実装の加速化

152(一)百万円

(1) 高度先端型技術実装促進事業

50(一)百万円

AI・ICT等を活用した先端技術の生産現場への円滑な導入を図るため、民間事業者(コンサルタント等)が研究機関と連携し、当該技術を先進的な農業経営体に橋渡しする取組を支援するとともに、その取組成果の整理・分析を行います。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

(2) 戦略的研究推進事業

102(一)百万円

外部人材、外部機関を活用して、その能力と知見を生かし、研究成果の知財としての保護・活用等、戦略的な技術開発と社会実装を一層進めるための環境整備を行います。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業 技術会議事務局研究企画課 (03-3501-4609)
技術会議事務局研究推進課産学連携室
(03-6744-7044)
2の事業 技術会議事務局研究推進課 (03-3502-7462)
3(1)の事業 技術会議事務局研究推進課産学連携室
(03-3502-5530)
3(2)の事業 技術会議事務局研究企画課 (03-3502-7406)

目標を明確にした戦略的な技術開発と社会実装の推進

【平成30年度予算概算決定額7,938(9,233)百万円】(平成29年度補正予算額:1,000百万円)

農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、農林漁業者、企業、研究機関等がチームを組んで行う、社会実装までを視野に入れた技術開発を推進

① 農林漁業者等の方々から、生産現場でお困りの技術的課題について御意見を伺います。

② 明確な研究目標を定めた研究課題を設定します。

③ 農林漁業者、企業、研究機関等がチームを組んで研究します。

茶工場の稼働量を平準化して、もっと処理したい



一緒に研究させて下さい!



生業の低温保管管理技術

目標

現行に比べて茶葉処理量を2割増加



<研究開発の例>

茶葉の低温保管システムと作期拡大を可能とする新規品種の開発

<イメージ>



茶工場の稼働時間の延長を可能とする効率的な荒茶生産体制を構築。

【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 茶葉処理数量の2割増加
- ✓ 早生・晩生等新規品種の開発により作期が拡大

成長に優れた苗木を活用した施業モデルの開発

<イメージ>
植栽後10年目の状況



成長に優れた苗木(エリートツリー等)を活用した低コストで高収益な施業モデルを開発。

【期待できる効果・ポイント】

- ✓ 植栽密度や下刈回数の低減で育林作業を30%低コスト化

国から示すビジョンに基づき実施するイノベーションの創出に向けた技術開発を推進
様々な分野の知識等を結集し、革新的な技術を生み出し事業化につながる産学官連携研究を推進

<研究開発の例> ○ ゲノム編集技術、スマート育種技術の開発



平成29年度
補正予算

生産性革命に向けた革新的技術開発事業

人工知能(AI)やドローン等の最先端技術を活用したイノベーションの創出により、省力化・低コスト化等の生産性革命に資する技術開発を推進

<研究開発の例>

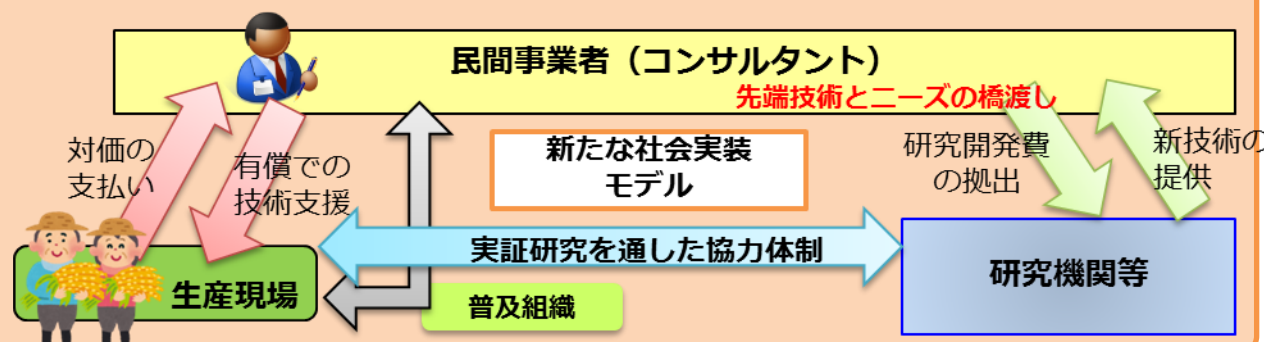
- ICT・ドローンを活用した経営資源の最適配分システムの開発



- レーザーセンシング技術等を活用した森林路網作設支援システムの開発
- AI、ICT等を活用した魚介類の選別・加工技術、流通システムの開発

民間事業者(コンサルタント等)が研究機関と連携し、先端技術を農業経営体に橋渡しする取組を支援するほか、研究成果の知財としての保護・活用等を推進

民間事業者(コンサルタント等)の活躍イメージ



社会実装の加速化

43 協同農業普及事業交付金

【2, 409 (2, 409) 百万円】

対策のポイント

開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展のため、高度な技術や知識を持つ普及指導員が、農業者に直接接して技術・経営支援や農政課題の解決、担い手ニーズに即した技術開発ニーズの掘り起こし等に取り組みます。

<背景／課題>

- ・我が国の農業・農村は、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少、農地の荒廃、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応、東日本大震災からの復興等の課題を抱えています。
- ・このような状況の下、農業経営の発展を図るためには、開発された技術の迅速な導入や経営判断に必要な営農情報の適時適切な共有、さらには気候変動の影響等による災害や病害虫の増加等に対し、経営者のニーズに応えた技術的な支援を強力に行う必要があります。

政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進を通じた技術支援

<主な内容>

農業改良助長法に基づき、都道府県において高度な技術及び知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して農業に関する技術及び経営の指導等を実施すること等に必要な経費に対し交付金を交付します。

具体的には、普及指導員による地域の担い手の経営発展支援等、技術を核として、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新に総合的に取り組みます。また、担い手をはじめとした現場ニーズを掘り起こし、農業革新を実現する技術開発につなげるとともに、開発された技術の社会実装に取り組みます。

交付率：定額

事業実施主体：都道府県（普及組織）

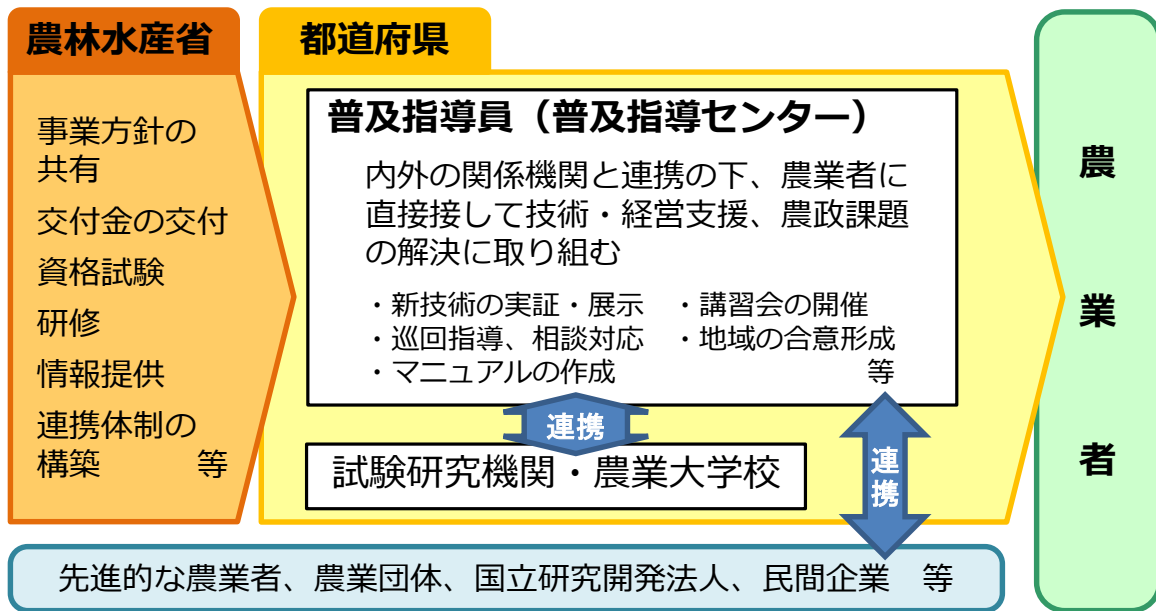
[お問い合わせ先：生産局技術普及課 (03-3501-3769)]

現場ニーズに即した技術の迅速な普及・定着 (協同農業普及事業交付金)

(平成30年度予算概算決定額:24(24)億円)

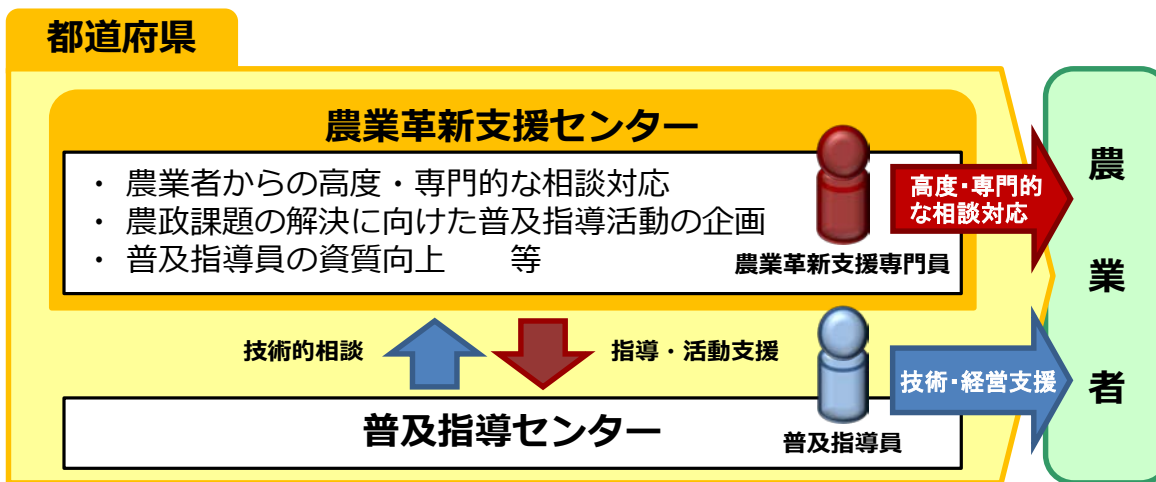
事業の仕組み

- 農業改良助長法に基づき国と都道府県が協同して、高度な技術・知識を有する普及指導員を全国に配置。



普及指導員について

- 普及指導員は、国が実施する普及指導員資格試験に合格し都道府県知事に任用された者 (都道府県職員)。
- 普及指導員資格試験は、全国的に普及指導員としての一定水準以上の資質を確保するため、国が統一的に実施。
- 技術指導のヘッドクォーターとして、研究・行政・民間等との連携や先進的な農業者からの高度な相談等に対応する農業革新支援専門員を普及指導員の中から選任。



44 農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業 【99（110）百万円】

対策のポイント

農業機械の自動走行など生産性の飛躍的な向上につながる先端ロボットの現場導入を実現するため、安全性確保策のルールづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・担い手の高齢化・減少、人手不足等が深刻化している中、省力化など生産性の飛躍的な向上を図り、我が国の農林水産業及び食品産業の成長産業化を促進するためには、衛星情報（G空間情報）を含むロボット技術やICTの活用が急務となっています。
- ・企業でのロボット技術の開発・実証が進展する中で、将来の農林水産分野におけるロボットの普及拡大に向けて、更なる安全性確保に向けたルールづくり等のロボット導入のための基盤整備を進めることが必要です。
- ・特に、平成28年3月4日に開催された「未来投資に向けた官民対話」において、安倍総理から、2020年（平成32年）までの遠隔監視による農業機械の無人システムの実現について御指示があったことを踏まえ、安全性の確保や技術の確立に取り組む必要があります。

政策目標

- ほ場内での農機の自動走行システムの市販化（平成30年度まで）、遠隔監視での無人システムの実現（平成32年まで）
- 農林水産業・食品産業分野で省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入（平成32年まで）

<主な内容>

1. ロボット技術の現場実装に向けた安全性確保策のルールづくり

農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要な自動走行農業機械や、空中散布等に利用するドローン、その他、近々に実用化が見込まれるロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれに基づく安全性確保策のルールづくりを支援します。

2. ロボット農機の完全自動走行の実現に向けた検証

遠隔監視によるロボット農機の自動走行技術の実現に向けて、安全性確保のために必要な装置等の技術や、無人状態で安全にほ場間移動をするために必要な技術等を検証する取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

[お問い合わせ先：大臣官房政策課技術政策室 （03-6744-0408）]

農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業

平成30年度予算概算決定額
99万円(110万円)

- ロボット技術など革新的技術の導入により生産性の飛躍的な向上を実現することが必要。
- 現場導入に際して安全上の課題解決が必要なロボット技術について、安全性確保策のルールづくりを支援。
- さらに、遠隔監視によるロボット農機の無人走行の実現に向けて、安全性確保のための検証を支援。

ロボット新戦略

(平成27年2月日本経済再生本部決定)

重点的に取り組むべき分野 (農林水産業・食品産業関係)

- ・GPS自動走行システム等を活用した作業の自動化
- ・人手に頼っている重労働の機械化・自動化
- ・ロボットと高度なセンシング技術の連動による省力・高品質生産

2020年に目指すべき姿(KPI)

- ・省力化などに貢献する新たなロボットを20機種以上導入
- ・自動走行トラクターの現場実装を実現(平成32年まで)

「未来投資に向けた官民対話」 (平成28年3月4日)

安倍総理のご発言



- 農業に最先端技術を導入します。
- 2018年までに、ほ場内での農機の自動走行システムを市販化し、
- 2020年までに遠隔監視で無人システムを実現できるよう、
- 制度整備等を行ってまいります。

安全性確保策の検討

1 ロボット技術の現場実装に向けた安全性確保策のルールづくり

ロボットの現場導入に際しての問題点

安全のルールがないとロボット関係企業等が参入できない、普及が進まない



安全性確保策のルールづくり

- 生産現場における安全性調査、分析・評価
 - ・生産現場においてロボットを運用し、自動走行時のヒヤリハット事例や空中散布時の安全対策等について調査
 - ・リスクアセスメントの実施、リスク低減措置の検討
- ロボットの安全設計・改良
 - ・分析・評価結果に基づき、センサーや危険回避装置等ロボットの安全性に係る設計・改良を実施
- 安全性確保ガイドラインの作成・検証
 - ・安全性確保の基本的考え方、関係者の役割、ロボットの運行方法等について定めたガイドライン等を作成・検証

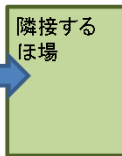
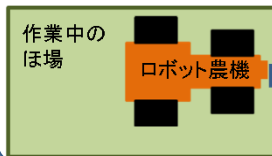


2 ロボット農機の完全自動走行の実現に向けた検証

2020年(平成32年)までに実現すべき技術



- ・ロボット農機は無人状態で全ての操作を実施(使用者は遠隔監視)
- ・周囲の監視や非常時の停止操作等もロボット農機が実施



無人自動走行で、作業中のほ場から、隣接するほ場へ移動することも想定

安全利用の技術確立のための検証

- ロボットの安全対策技術の検証
 - ・完全自動走行を安全に実施するために必要な技術(危険回避装置、インフラ、地図情報等)について検証
 - ・生産現場でロボットを運用し、分析・評価を行い、実用化の要件等を検討
- ほ場間移動をする方法の検討
 - ・安全にほ場間移動をするために必要な技術やインフラ等の検討、生産現場での実現モデルの構築

45 農業界と経済界の連携による 生産性向上モデル農業確立実証事業

【282（313）百万円】

対策のポイント

農業界と経済界が連携して行う生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、日本農業全体への普及を図ります。

<背景／課題>

- ・日本農業の競争力強化を図る上で、経済界と連携し、その先端技術やノウハウを農業界にも導入していくことが重要です。

政策目標

経済界のノウハウを活用し、担い手の生産性向上や競争力強化に資する新たな技術やサービスを農業分野へ導入

<主な内容>

農業界と経済界が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立、ICTを活用した効率的生産体制の確立、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの取組を支援します。

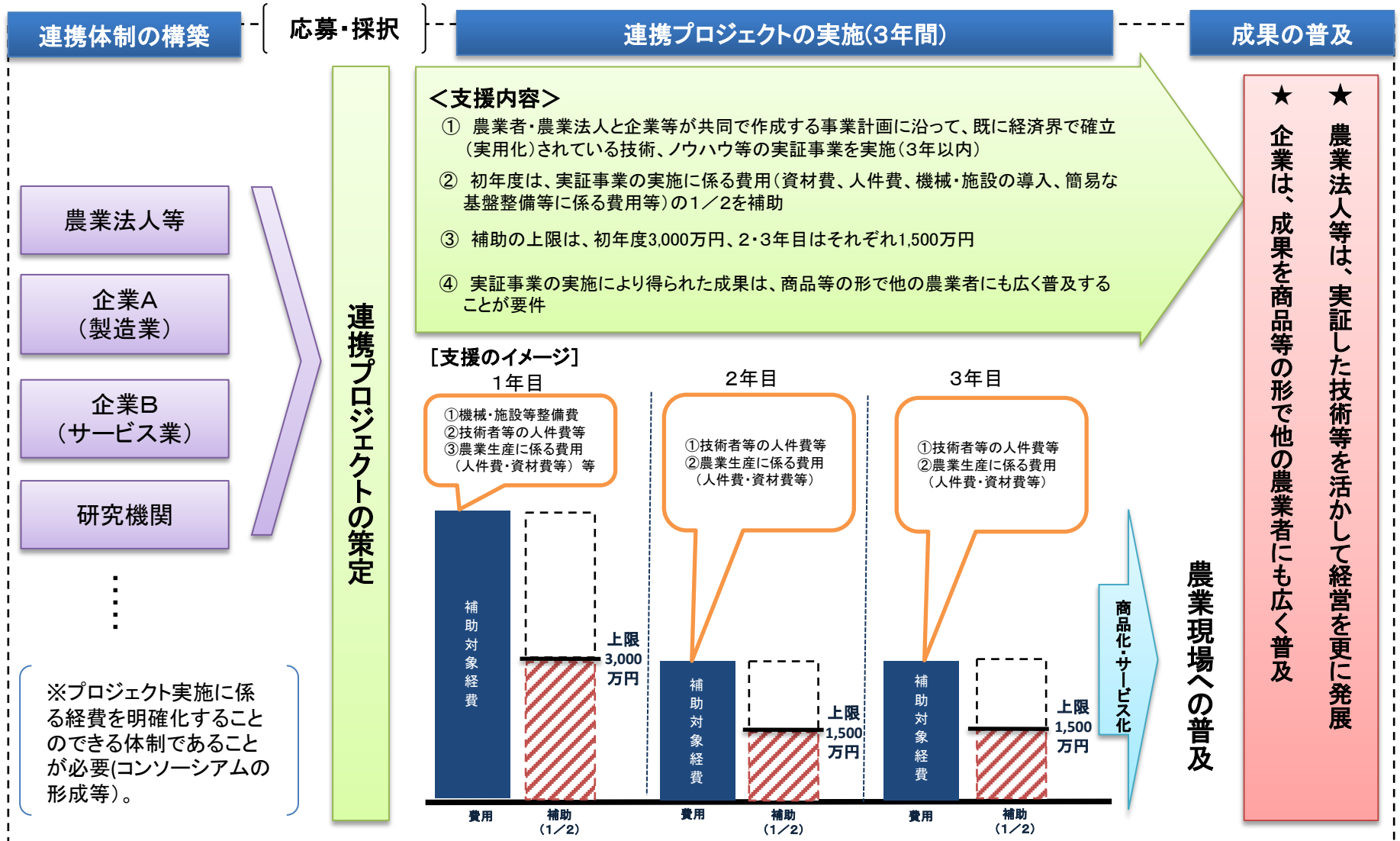
具体的には、農業法人と企業等が共同で取り組む実証事業（3年以内）であって、得られた成果を他の農業者等に広く普及するものに対して、費用（資材費、人件費、機械・施設の導入、簡易な基盤整備等に係る費用等）の1/2を補助（上限は初年度3,000万円、2・3年目はそれぞれ1,500万円）します。

補助率：1/2等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0577）]

「農業界と経済界の連携による生産性向上モデル農業確立実証事業」のスキーム

意欲のある農業法人等と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う、低コスト生産技術体系の確立やICTを活用した効率的生産体制の構築、低コストの農業機械開発、農業経営における新しいビジネスモデルの実証などの生産性向上モデル農業の確立に向けた取組を支援し、その成果を地域に広く普及することにより、日本農業全体の競争力強化を図る。



46 農林水産業の輸出力強化

【5,769(5,213)百万円】

対策のポイント

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、輸出環境の整備を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<背景/課題>

- ・平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農林水産業の輸出力強化戦略」（以下「輸出戦略」という。）が取りまとめられたところであり、当戦略に基づく各種取組を着実に実行していくことが重要です。
- ・このため、官民一体となって「輸出戦略」に基づき海外需要の創出、商流確立・拡大に取り組むとともに、諸外国の輸入規制の撤廃・緩和等の輸出環境整備に集中的に取り組む必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 海外需要創出等支援対策事業 3,439(3,219)百万円

(1) 海外販売促進活動の強化

① 戦略的輸出拡大サポート事業

海外における日本産農林水産物・食品の需要創出の取組を更に強化するため、JFOODOによる重点的・戦略的プロモーションやJETROによる輸出総合サポート等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：JETRO

② 品目別等輸出促進対策事業

輸出戦略に基づき実効性のある取組を進めるため、輸出戦略実行委員会の下で検討した品目別取組方針に基づき、品目別輸出団体がオールジャパンで取り組む活動を支援するとともに、具体的な輸出拡大が見込まれる分野・テーマに関する販路開拓等の取組を支援します。

委託費、補助率：定額、1/2
委託先、事業実施主体：民間団体等

(2) 食文化発信による海外需要創出加速化事業

海外における日本産農林水産物・食品の需要を喚起するため、トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

○ 外務省及び経済産業省

- ・新興市場開拓に向けて、在外公館等とも連携して海外でのプロモーションを実施。JETRO等と連携しながら、事業者発掘から商談支援までの総合的なサポート体制を強化

[平成30年度予算の概要]

2. 輸出環境整備推進事業 565(293)百万円
輸出環境整備に係る政府間交渉において必要となる情報・科学的データの収集・分析等を実施するとともに、自ら輸出環境の整備（既存添加物の登録等）に取り組む事業者を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

<各省との連携>

- 外務省及び厚生労働省
 - ・政府間交渉と食品衛生の観点から連携し、輸出環境整備を促進

3. 輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 1,047(1,004)百万円

国産農林水産物の輸出を促進するため、我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積、産地が輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物を生産するための技術的サポート、家畜疾病対策等を実施します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：国、都道府県、民間団体等〕

4. 海外農業・貿易投資環境調査分析事業 719(697)百万円
農林水産物・食品の輸出拡大や食産業の海外展開の促進に向け、官民協議会等の開催、諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援を実施します。

〔委託費、補助率：定額〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

<各省との連携>

- 経済産業省
 - ・クール・ジャパン推進機構と連携して食産業のグローバル展開を推進

- ※ 海外販売促進活動の強化と輸出環境整備（1(1)、2の事業で実施）
3,587(2,847)百万円

お問い合わせ先：		
1(1)、2の事業	食料産業局輸出促進課	(03-3502-3408)
1(2)の事業	食料産業局食文化・市場開拓課	(03-6744-0481)
3の事業のうち	植物防疫関係	
	消費・安全局植物防疫課	(03-3502-5976)
4の事業	動物衛生関係	
	消費・安全局動物衛生課	(03-3502-5994)
	大臣官房海外投資・協力グループ	(03-3502-5914)
	食料産業局輸出促進課	(03-3502-3408)

農林水産業の輸出力強化 【平成30年度予算概算決定額:5,769(5,213)百万円】

- 「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、オールジャパンでの戦略的で一貫性のあるプロモーションの企画・実行等による海外需要の創出、輸出環境の整備を推進し、国産農林水産物・食品の輸出を促進

海外需要創出等支援対策事業

戦略的マーケティングの強化 及び輸出に取り組む事業者への総合サポート

- 戦略的にマーケティングを強化する国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたJFOODOによるマーケティング戦略の策定・実行を支援
- 輸出に取り組む事業者が、具体的な成果を上げるための、JETROによる以下の取組を支援
 - 商談会等に参加する事業者等に対してセミナーの開催、相談対応等
 - 国内外の商談会及び海外見本市への出展支援

品目別等のオールジャパンでの輸出促進支援

- 品目別の取組方針に基づき、オールジャパンでの取組を支援
- 具体的な輸出拡大が見込まれる分野、テーマに対する販路開拓等の取組を支援

食文化発信による需要開拓

- トップセールス、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人等の育成、海外レストランにおける日本産食材の活用推進等の取組を支援

【海外需要創出等支援対策事業 34(32)億円】

輸出環境整備推進事業

政府間交渉のための情報収集・分析等

- 原発事故による諸外国・地域の輸入規制等に係る政府間交渉のために必要となる、科学的データの収集・分析等を実施 等

輸出環境課題の解決に向けた支援

- 日本の既存添加物等を米国等へ登録するために必要なデータ収集等、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者への支援を実施

【輸出環境整備推進事業 6(3)億円】

輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備

輸出条件の整備から産地形成までの戦略的植物検疫対策

- 我が国に有利な国際的検疫処理基準の確立
- 輸出検疫協議の迅速化を図るための技術的データの蓄積
- 産地が輸出先国の検疫条件や残留農薬基準を満たす農産物を生産するための技術的サポート

輸出の前提となる家畜疾病対策

- 畜産物の輸出促進に資するよう、慢性疾病等の家畜疾病対策を実施

【輸出促進に資する動植物検疫等の環境整備 10(10)億円】

輸出拡大に資する食産業の海外展開等の促進

- 諸外国の制度・投資環境等の専門的調査、二国間政策対話等での官民連携による働きかけ・PRの実施、食産業インフラを浸透させるための取組支援 等

【海外農業・貿易投資環境調査分析事業 7(7)億円】

平成31年の輸出額1兆円目標の達成を目指す

47 規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進

【1,013(402)百万円】

対策のポイント

「農林水産業の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、規格・認証、知的財産を戦略的に活用し、日本の農林水産物・食品の輸出を促進するとともに、日本の食品、食文化の海外への普及を推進します。

<背景/課題>

- ・日本の農林水産物・食品の輸出拡大のためには、海外に向け、日本の農林水産物・食品の品質の高さを客観的に証明し、日本の農林水産物・食品が模倣されない措置を講じることにより、そのブランド価値を確保し、国際市場における日本の農林水産物・食品の競争力を強化していく必要があります。
- ・このため、日本の農林水産物・食品の強みや適正な管理を実施していることのアピールにつながる規格・認証を策定し、活用するとともに、模倣の防止等の知的財産保護を進めていく必要があります。さらに、このような規格・認証、知的財産を適切に活用できる人材育成が必要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. GAP拡大の推進

614(一)百万円

輸出拡大や人材育成など我が国農畜産業競争力の強化を図る観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために、指導員等の育成・確保、認証取得、日本発GAP認証の国際規格化に必要な取組等を総合的に支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体等

2. 新たな種類のJAS規格調査委託事業

41(45)百万円

我が国の産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格・認証の制定・活用と国際化に向け、国際的な規格・認証の動向調査、JAS規格素案の作成、国際的に通用する専門家の育成を推進します。

委託費
委託先：民間団体等

3. 日本発食品安全管理規格策定推進事業

91(100)百万円

日本の食文化や企業文化に適用しやすい日本発の食品安全管理規格やガイドライン等の充実・普及及び国際承認の取得を推進します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

<各省との連携>

○ 厚生労働省

- ・規格・認証スキーム等の普及・推進に当たって国内規制との整合性の観点から連携し、国内の食品安全の向上を推進

[平成30年度予算の概要]

4. 地理的表示保護制度活用総合推進事業 172(174)百万円

G I (地理的表示) 保護制度の活用を進めるため、G I の登録申請等を支援するとともに、海外における模倣品等の調査や、外国とのG I の相互保護の実現に向けた海外におけるG I の保護・侵害対策等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

5. 植物品種等海外流出防止総合対策事業 95(83)百万円

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、海外における品種登録(育成者権取得)や侵害対応等について支援するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決や、東アジアでの品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進します。

〔委託先、補助率：定額、2/3以内、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム等〕

お問い合わせ先：		
1の事業	生産局農業環境対策課	(03-6744-7188)
	生産局畜産部畜産振興課	(03-6744-2276)
2及び3の事業	食料産業局食品製造課	(03-6744-7180)
4及び5の事業	食料産業局知的財産課	(03-6738-6169)

規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進 【平成30年度予算概算決定額1,013百万円】

- 日本の農林水産物・食品の輸出拡大のためには、海外に向け、日本の農林水産物・食品の品質の高さを客観的に証明し、模倣されない措置を講じることにより、そのブランド価値を確保し、国際市場における競争力を強化していく必要。
- このため、日本の農林水産物・食品の強みや適正な管理を実施していることのアピールにつながる規格・認証を策定し、活用するとともに、模倣の防止等の知的財産保護を推進。
- さらに、規格・認証、知的財産を適切に活用できる人材育成を支援。

規格・認証

GAP拡大の推進(614百万円)

- 国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大に向けて指導員等の育成・確保、認証取得のための審査費用等を支援。
- 農作業安全運動や農薬危害防止運動等と連動し、GAPの取組内容に関する理解度向上に向けた研修会開催等を支援。
- 日本発GAP認証の国際規格化のための取組を支援。

新たな種類のJAS規格調査委託事業(41百万円)

- 国際的な規格・認証の動向調査。
- 我が国の産品・事業者の強みをアピールできるJAS規格の制定に向けた規格素案の作成。
- 国際的に通用する専門家の育成。

日本発食品安全管理規格策定推進事業(91百万円)

- 国際的に通用する日本発の食品安全管理規格、ガイドライン等の策定等を支援。
- 日本発の食品安全管理規格・認証スキームの国内外への普及と国際承認の取得を支援。

知的財産

地理的表示保護制度活用総合推進事業(172百万円)

- GI登録を進めるため、GIの登録申請相談窓口の設置やGI登録に必要な調査の実施等を支援。
- 外国とのGIの相互保護の実現に向けた海外におけるGIの保護・侵害対策等を支援。
- 海外における日本のGI産品の模倣品や商標登録等状況の調査を実施。

植物品種等海外流出防止総合対策事業(95百万円)

- 海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、品種登録(育成者権取得)に係る経費を支援。
- 我が国優良品種の海外流出・侵害実態の調査、侵害対応等に係る経費を支援。
- 品種保護に必要となる技術的課題の解決や、東アジアでの品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進。

48 G A P 拡大の推進

【614（一）百万円】

対策のポイント

輸出拡大や人材育成など我が国農畜産業競争力の強化を図る観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために必要な取組を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・国際水準GAPの取組及び認証取得の推進は、国産農畜産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要となっています。
- ・また、畜産分野においては、平成29年3月末に日本版畜産GAP基準書が公表されたところであり、GAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステムについても、平成29年8月末に運用が開始されます。
- ・こうした中、国際水準GAPに取り組む農業者の拡大に向けて、生産現場への周知や指導体制の構築を進めていく必要があります。また、GAP認証の取得拡大については、認証体制の強化として審査員の増大、団体認証の推進、認証取得にあたっての環境整備等が課題となっています。
- ・さらには、国内の生産者が取り組みやすい日本発GAP認証の国際規格化やアジアで主流の認証の仕組みとなることを確実に進めていくことが必要です。

政策目標

- 各県内の指導体制における国際水準GAPの指導員数を1,000名以上育成確保（平成30年度中）
- GAP認証について、平成29年4月時点の3倍以上の認証取得（平成31年度末）
- 日本発GAP認証の仕組みが国際承認を得る
- 日本版畜産GAP取得経営体数の増加及び国産畜産物に対する評価の向上

<主な内容>

1. GAP拡大推進加速化事業

601（一）百万円

（1）農産GAP拡大推進加速化

① GAP取組・認証拡大推進交付金

地域の実情に応じて国際水準GAPの取組や認証拡大が加速的に進展するよう、指導員等の育成・充実や活動推進を通じた生産者のレベルアップ、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得のための環境整備や審査費用の補助など、都道府県の取組に対して交付金事業として機動的に支援します。

（ 交付率：定額
事業実施主体：都道府県 ）

② GAP関連運動推進

農作業安全運動や農薬危害防止運動等と連動し、食品安全、環境保全、労働安全等のGAPの取組内容に関する生産者の理解度向上に向けた研修会開催等の取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体 ）

[平成30年度予算の概要]

③ 日本発GAP認証の国際化推進

日本発GAP認証（ASIAGAP）の国際承認による国際規格化を促進するために必要な取組を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

(2) 畜産GAP拡大推進加速化

日本版畜産GAPの普及・推進体制の強化を図るための指導員等の育成、GAP認証取得、GAP認証取得の準備段階の取組となる「GAP取得チャレンジシステム」の普及等の取組を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

2. 農業経営確立支援事業

673（673）百万円の内数

農業大学校等における国際水準GAPに関する新たな教育カリキュラムの作成・実施に対し支援します。

（補助率：定額、1/2）
（事業実施主体：都道府県、民間団体）

3. 日・アセアン連携によるGAP認知度向上推進事業

14（一）百万円

日本発GAP認証のアジアにおける認知度向上のため、アセアン各国との情報交換等を行う調整員をアセアン事務局に派遣します。

（拠出先：アセアン事務局（ASEAN））

お問い合わせ先：	
1（1）の事業	生産局農業環境対策課 (03-6744-7188)
1（2）の事業	生産局畜産部畜産振興課 (03-6744-2276)
2の事業	経営局就農・女性課 (03-6744-2160)
3の事業	大臣官房国際部海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
	生産局農業環境対策課 (03-6744-7188)

輸出拡大や人材育成など我が国農業競争力の強化を図る観点から、国際水準GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために必要な取組を総合的に支援します。

目 標

- 各県内の指導体制における国際水準GAPの指導員数を1,000名以上育成確保(KPI、平成30年度中)
- GAP認証について、平成29年4月時点の3倍以上の認証取得(KPI、平成31年度末)
- 日本発GAP認証の仕組みが国際承認を得る
- 日本版畜産GAP取得経営体数の増加及び国産畜産物に対する評価の向上

1 GAP拡大推進加速化事業

601(一)百万円

(1) 農産GAP拡大推進加速化

①GAP取組・認証拡大推進交付金

【GAPをする】【GAP認証をとる】

地域の実情に応じて国際水準GAPの取組や認証拡大が加速的に進展するよう、都道府県の取組を交付金により機動的に支援

<都道府県の取組内容>

ア 国際水準GAPの指導等ができる人材の育成・充実

イ 県内の人材による指導活動の推進、生産者のGAP実践のレベルアップ

ウ 地域のモデルとなる農業者に対する認証取得のための環境整備や審査費用への補助 など

【交付率】定額 【事業実施主体】都道府県

②GAP関連運動推進

【GAPをする】

農作業安全運動や農薬危害防止運動等と連動し、食品安全、環境保全、労働安全等のGAPの取組内容に関する生産者の理解度向上に向けた研修会開催等の取組を支援

【補助率】定額 【事業実施主体】民間団体

③日本発GAP認証の国際化推進

【GAP認証をとる】

日本発GAP認証(ASIAGAP)の国際規格化のための取組を支援

【補助率】定額 【事業実施主体】民間団体

(2) 畜産GAP拡大推進加速化

【GAPをする】【GAP認証をとる】

日本版畜産GAPの指導員等の育成、GAP認証取得、GAP認証取得の前段階の取組である「GAP取得チャレンジシステム」の普及等を支援

【補助率】定額 【事業実施主体】民間団体等

※ これらに加えて、文部科学省と連携して農業高校におけるGAP教育を促進。その際、農業高校のGAP申請に係る審査費用は、上記1(1)①及び(2)で支援。

2 農業経営確立支援事業

673(673)百万円の内数

農業大学校等における国際水準GAPに関する新たな教育カリキュラムの作成・実施に対する支援

【補助率】定額 【事業実施主体】都道府県、民間団体

3 日・アセアン連携によるGAP認知度向上推進事業

14(一)百万円

日本発GAP認証のアジアにおける認知度向上のため、アセアン各国との情報交換等を行う調整員をアセアン事務局に派遣

【拠出先】アセアン事務局

49 食料産業・6次産業化交付金

【1,678(一)百万円】

対策のポイント

6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、関連事業（加工・直売、バイオマス、食育等）を都道府県向けの交付金として集約・再編し、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援します。

<背景／課題>

- ・6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させるため、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援する必要があります。
- ・また、都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるような仕組みとすることが必要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円(平成27年度)→3.2兆円(平成32年度))
- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大(平成37年)

<主な内容>

各都道府県の実態に応じて、柔軟にメニューの活用が可能となるよう、関連事業（6次産業化ネットワーク活動交付金、地域の魅力再発見食育推進事業、地域バイオマス利活用推進事業）を集約・再編して新たな交付金を創設し、次の取組を支援します。

- (1) 加工・直売の取組への支援
- (2) 地域での食育の推進
- (3) バイオマス利活用への支援
- (4) 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

お問い合わせ先：

- (1) の事業
食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- (2) の事業
食料産業局食文化・市場開拓課 (03-3502-5723)
- (3) 及び(4) の事業
食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6738-6477)

食料産業・6次産業化交付金

【平成30年度予算概算決定額：1,678（-）百万円】

- 6次産業化に係る市場規模の拡大に向けて、関連事業（加工・直売、バイオマス、食育等）を都道府県向けの交付金として集約・再編し、地域内に雇用を生み出す取組や施設整備を支援。

【新たな交付金の創設】

各都道府県の実態に応じて柔軟にメニューの活用が可能となるよう、関連事業を集約・再編し、交付金化

6次産業化ネットワーク活動交付金

地域の魅力再発見食育推進事業

地域バイオマス利活用推進事業

集約・再編

食料産業・6次産業化交付金

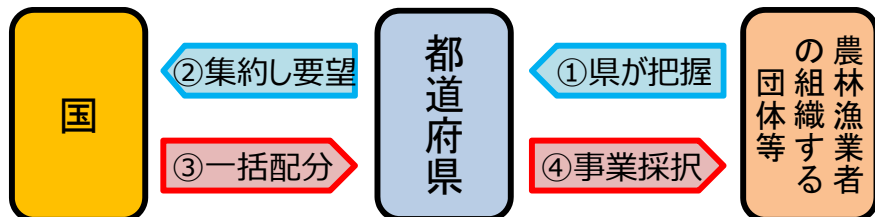
【交付金の概要】

交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内)

事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

交付先：国⇒都道府県

【交付金の流れ】



【主な支援内容】

1 加工・直売の取組への支援

- (1) 加工・直売の推進
農林漁業者等が取り組む新商品開発や販路開拓等の取組を支援。
- (2) 加工・直売施設整備
制度資金等融資を活用した加工・販売施設等の整備を支援。



2 地域での食育の推進

地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験、食育推進リーダーの育成、共食の機会の提供、食品ロスの削減の取組等の食育活動を支援。



3 バイオマス利活用への支援

- (1) バイオマス利活用の推進
バイオマス産業都市※におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援。
- (2) バイオマス利活用施設整備
バイオマス産業都市※におけるプロジェクトの実現に必要な施設整備を支援。

※原料収集から製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。

4 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すため、実証試験等の取組を支援。



6次産業化の市場規模の拡大（平成32年度10兆円）

50 6次産業化の推進

【2, 432百万円の内数（2, 287百万円）】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業成長産業化ファンドを積極的に活用するとともに、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など多様な異業種との連携強化による6次産業化の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るためには、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドによる出資や、外食・中食事業者による国産食材の活用促進など農林漁業者等と異業種の事業者とのネットワーク形成等の取組を支援する必要があります。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円（平成27年度）→10兆円（平成32年度）)
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.1兆円（平成27年度）→3.2兆円（平成32年度）)

<主な内容>

1. 6次産業化支援対策 2, 432百万円の内数（2, 287百万円）
(1) 加工・直売の取組への支援 1, 678百万円の内数（1, 909百万円）

地域の創意工夫により、農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者がネットワークを構築して行う6次産業化等の取組を推進するため、以下の取組を実施します。

① 加工・直売の推進

農林漁業者等が新商品開発に向けて行う、加工適性のある作物を導入する際の技術習得、試験栽培等の取組や農林漁業者等が取り組む新商品の開発や販路開拓、学校等施設給食における地場産食材の利用拡大及びスマイルケア食の開発・導入実証等の取組を支援します。

また、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って地域ぐるみで行う、新商品の開発、販路開拓等の取組や6次産業化に取り組む人材を育成するための研修会や販路開拓のための商談会の開催を支援します。

② 加工・直売施設整備

六次産業化・地産地消法等の認定者による融資を活用した加工・販売施設整備等を支援します。

食料産業・6次産業化交付金で実施
交付率：都道府県及び市町村へは定額
(事業実施主体へは定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

(2) 6次産業化サポート事業 753(379)百万円

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、主に以下の取組を実施します。

① 関係機関と連携を確保したサポート機関の支援

都道府県段階に6次産業化プランナーを配置し、関係機関との連携の下で行う6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援します。

② 広域で6次産業化等に取り組む事業者向けの支援

広域で6次産業化等に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。

③ 6次産業化の事例収集・情報発信支援

6次産業化の取組を全国的に展開していくために、6次産業化の先進・優良事例の収集、発表会の開催及び情報誌の発行等による情報提供を支援します。

④ 6次産業化・新産業の創出促進

農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。

⑤ 外食・中食等における国産食材の活用促進

外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進に資する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体、都道府県等

2. 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用（財投資金）

出融資枠125億円の内数

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援を一体的に実施します。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者(支援事業者)への出資など、A-FIVEの直接出資も積極的に活用します。

(事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構)

お問い合わせ先：

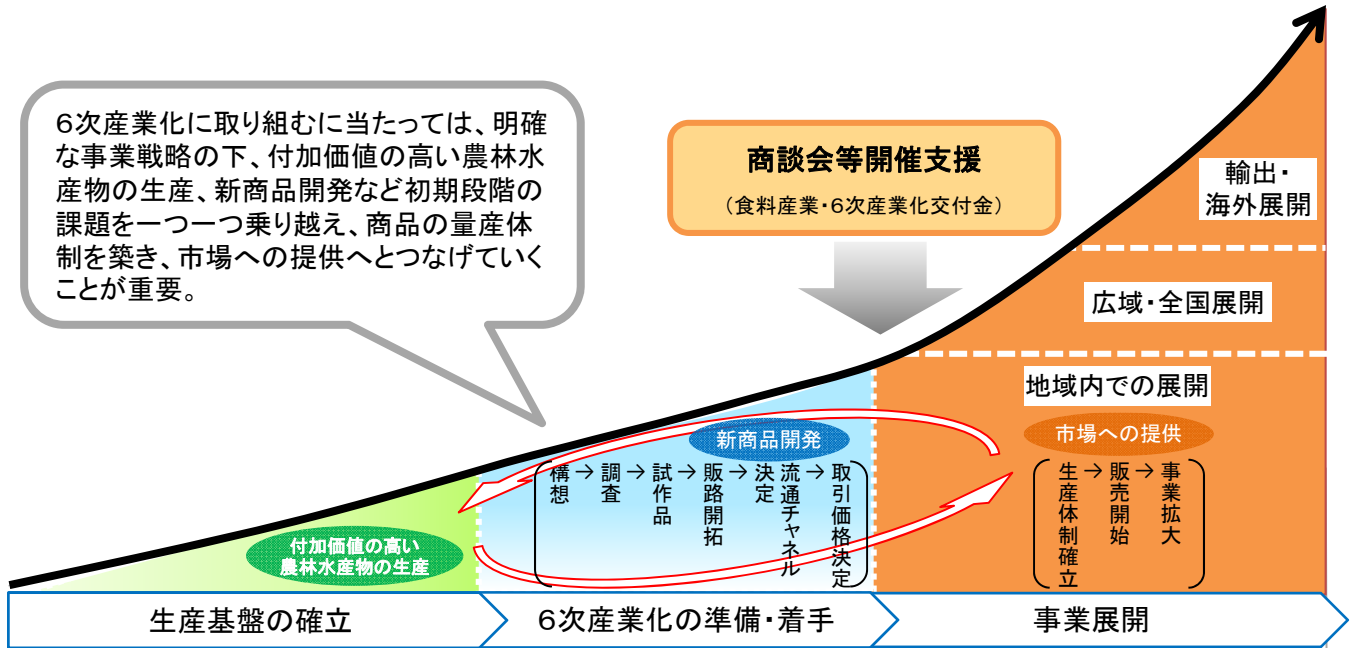
- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 (1)、(2) ①~③、2の事業 | |
| 食料産業局産業連携課 | (03-6738-6473) |
| 1 (2) ④の事業 | |
| 食料産業局知的財産課 | (03-6738-6442) |
| 1 (2) ⑤の事業 | |
| 食料産業局食文化・市場開拓課 | (03-6744-7177) |

6次産業化支援対策等の概要

【平成30年度予算概算決定額：2,432百万円の内数(2,287百万円)】

- 地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組めるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要。



市町村・都道府県の6次産業化・地産地消推進協議会の開催及び6次産業化等に関する戦略の策定(更新)の支援
(食料産業・6次産業化交付金)

加工適性のある作物の導入支援
(食料産業・6次産業化交付金)

新商品開発の支援
(食料産業・6次産業化交付金)

6次産業化・新産業の創出促進
(6次産業化サポート事業)

販路開拓の支援
(食料産業・6次産業化交付金)

加工・販売施設等の支援
(食料産業・6次産業化交付金)

農林漁業成長産業化ファンドによる出融資・経営支援

人材育成研修の支援
(食料産業・6次産業化交付金)

外食・中食等における国産食材の利用促進
(6次産業化サポート事業)

6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス
(6次産業化サポート事業)

＜全国的な普及推進活動＞

6次産業化事例収集及び情報発信の支援
(6次産業化サポート事業)

51 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大

【2, 133百万円の内数（861百万円）】

対策のポイント

第3次食育推進基本計画に基づき、地産地消や和食文化の保護・継承をはじめとした地域での食育の推進を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、地産地消や和食文化の保護・継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、国産農林水産物の消費拡大の取組等を推進することが必要です。

政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加
(4% (平成27年度) → 12% (平成30年度))

<主な内容>

1. 食育の推進 1, 733百万円の内数（340百万円）

(1) 食育活動の全国展開事業

食育推進全国大会や食育活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき、国民のニーズや特性を調査・分析し実践的な食育推進方策の検討を行います。

委託費
委託先：民間団体等

(2) 地域での食育の推進

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

食料産業・6次産業化交付金で実施
交付率：都道府県へは定額
(事業実施主体へは1/2以内)
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省
 - ・第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進
- 文部科学省
 - ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進

2. 国産農産物消費拡大事業 400（521）百万円

(1) 「和食」と地域食文化継承推進事業

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、和食文化をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して和食文化の魅力等を効果的に発信します。

（委託費）
委託先：民間団体等

(2) 日本の食消費拡大国民運動推進事業

生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力为消费者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。また、学校給食等へ地場産食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

（委託費、補助率：定額）
委託先、事業実施主体：民間団体等

(3) 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業

地域の農産物等の機能性に着目して健康関連の食市場を開拓するため、食による健康都市づくりに関する地域の取組を支援するとともに、制度活用ノウハウの情報提供など、機能性表示食品制度等の活用を促進するための環境整備を支援します。

（委託費、補助率：定額）
委託先、事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 (1) の事業 | |
| 消費・安全局消費者行政・食育課 | (03-6744-1971) |
| 1 (2) 及び2 の事業 | |
| 食料産業局食文化・市場開拓課 | (03-6744-7185) |

52 持続可能な循環資源活用総合対策

【167（231）百万円】

対策のポイント

持続可能な循環資源の活用を図るため、バイオマスや再生可能エネルギーの活用等を推進するとともに、食品産業における食品ロス削減などに向けた取組を支援します。

<背景／課題>

- ・持続可能な社会を構築していくためには、経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして統合的取組により課題解決していく必要があります。国連では世界的な課題解決のため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が作成されています。
- ・化石資源など資源を多く輸入している我が国においては、国内に存在する循環資源について、持続的かつ効率的な利用を図っていく必要があることから、有用な活用方法の確立と利用に係る無駄の削減を図ることが重要です。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、バイオマス・再生可能エネルギー分野における市場規模の拡大
(0.3兆円(平成27年度)→0.9兆円(平成32年度))
- 食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成
(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)

<主な内容>

1. 循環資源活用対策事業

(1) 循環資源活用支援事業

農山漁村における地域資源のマテリアル利用やエネルギー利用について、全国的な普及・推進活動と併せて、自治体や農林漁業者団体等を対象に、事業計画策定のサポートや専門家の現地指導等を行います。

また、メタン発酵消化液等の肥料利用を促進するため、協議会の設立・運営や肥効分析、現地圃場での実証等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体等

(2) 循環資源活用状況調査委託事業

食品リサイクル法や容器包装リサイクル法の円滑な執行に必要な調査やデータベースの整備、大規模スポーツ大会等のイベントでの食品ロス削減・食品リサイクル手法の検証を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 食品産業環境対策事業

(1) 食品ロス削減国民運動の展開事業

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組や、設立初期のフードバンク活動団体等の人材育成等の取組や青果物等生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

<各省との連携>

- 5府省（消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）
 - ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する5府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

(2) 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進

取組が遅れている中小事業者の自主的な取り組みを促進するために、エネルギー等の使用状況等を測定・分析し、数値指標を基に改善に向けた具体的な助言等を行う取組を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

〔お問い合わせ先：
食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6477）〕

持続可能な循環資源活用総合対策

【平成30年度予算概算決定額 167(231)百万円】

持続可能な循環資源の活用を図るため、バイオマスや再生可能エネルギーの活用等を推進するとともに、食品産業における食品ロス削減などに向けた取組を支援。

持続可能な循環資源の活用

1. 循環資源活用対策事業

(1) 循環資源活用支援事業

農山漁村における地域資源のマテリアル利用やエネルギー利用について、全国的な普及・推進活動と併せて、自治体や農林漁業者団体等を対象に、事業計画策定のサポートや専門家の現地指導、メタン発酵消化液等の肥料利用のための地域の取組への支援等を行います。

① 地域循環資源活用に向けた計画策定支援

地域循環資源を活用して農山漁村における課題を解決しようとする取組について、専門家が現場に赴き、事業計画策定のためのアドバイスやフォローアップ、メーカー等とのマッチングを行います。



② 専門家による相談窓口の設置

相談窓口を設置し、地域循環資源のマテリアル・エネルギー利用に向けた検討等を行う地域で課題が発生し取組が進まない等の状況に対し、専門家が課題解決に向けたアドバイスをを行います。



③ 全国的な推進・情報提供支援

地域循環資源活用の取組の全国展開のため、コスト削減や収益増、地域活性化が図られた先進的事例等の情報発信・普及、バイオマス産業都市選定地域で構成される連絡協議会の体制整備等を行います。



④ メタン発酵消化液等の肥料利用の促進

メタン発酵消化液等の肥料利用を促進するため、協議会の設立・運営や肥効分析、現地圃場での実証等を支援します。



(2) 循環資源活用状況調査委託事業

食品リサイクル法や容器包装リサイクル法の円滑な執行に必要な調査やデータベースの整備、大規模スポーツ大会等のイベントでの食品ロス削減・食品リサイクル手法の検証を実施します。

2. 食品産業環境対策事業

(1) 食品ロス削減国民運動の展開事業

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組や、設立初期のフードバンク活動団体等の人材育成等の取組や青果物等生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

① フードバンク活動の推進事業

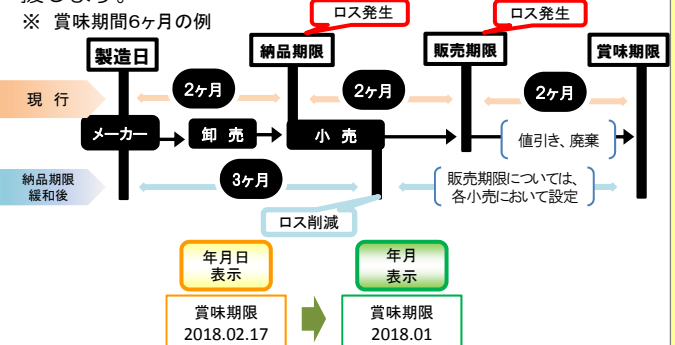
フードバンク活動を通じた食品ロスの削減推進のため、設立初期のフードバンク活動団体等の人材育成等の取組や青果物等生鮮食品の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。



② サプライチェーン上の商慣習の見直し事業

食品製造業・食品卸売業・食品小売業等による商慣習の見直し(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)に取り組む企業を拡大するための検討、調査研究等の取組を支援します。

※ 賞味期間6ヶ月の例



(2) 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進

取組が遅れている中小事業者の自主的な取り組みを促進するために、エネルギー等の使用状況等を測定・分析し、数値指標を基に改善に向けた具体的な助言等を行う取組を支援します。

農業資材費の低減、エネルギーの地産地消、地域産業の創出

環境負荷低減、食品産業の体質強化

53 安全な生産資材の供給体制の整備

【380（340）百万円】

対策のポイント

農薬等の生産資材の安全と品質を確保し、その安定的な供給を図っていくため、農薬の再評価制度の導入に向けた農薬登録情報システムの刷新、最新の科学的な知見に基づく農薬等の使用基準等の設定等のための科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる分析・試験法の開発、ガイドラインの策定等を進めていきます。

<背景／課題>

- ・農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品について、安全と品質を確保し、安定的に供給していくためには、国際的な標準に整合した制度を適正かつ円滑に運用するとともに、当該制度の下、最新の科学的な知見に基づく使用基準や残留基準値の設定・不断の見直しを進めていくことが必要です。
- ・こうした制度の適正かつ円滑な運用及び使用基準等の設定等の的確な実施を実現するためには、必要な情報システムの構築を図るとともに、生産資材やこれに含まれる有害物質の調査・試験により科学的なデータの収集分析を進め、リスク管理措置の基礎となる分析・試験法の開発、ガイドラインの策定等を進めていくことが必要です。

政策目標

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給

<主な内容>

1. 新たな農薬登録情報システムの設計

農薬の再評価制度の導入に向けて適正かつ円滑な運用に資する農薬登録情報システムを設計します。

（事業実施主体：国）

2. 農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品に関する安全確保対策の実施

- （1）農薬の安全性に関する審査を充実させるための試験項目の追加等や作物群での農薬登録の実現に向けた調査・試験を行います。
- （2）新たな農薬について、我が国と輸出先国において、登録・残留基準値の設定が同時期に行われるよう、諸外国との農薬の共同評価の実施に向けたセミナー等を開催します。
- （3）国内未利用資源の肥料原料としての活用促進に向け、当該未利用資源に関する安全性の調査・試験を行います。
- （4）食用馬等向け飼料のかび毒等の基準値設定のための試験、飼料の適正製造規範（GMP）導入推進のための実態調査、海外登録農薬の分析・試験法の開発等を行います。
- （5）動物用医薬品の使用基準や残留基準値の設定等に必要な調査・試験を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

[平成30年度予算の概要]

3. 動物用医薬品の迅速かつ安定的な供給

- (1) 国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発活動を行います。
- (2) 新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料作成に必要な各種試験方法のガイドラインを作成します。
- (3) 生産が海外の特定の工場に集中している化成品（抗菌剤等化学合成で作られる動物用医薬品）の安定供給に関するガイドラインの策定・普及の推進等を行います。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

4. 安全な生産資材の供給体制の整備の一環としての薬剤耐性対策

- (1) 動物用医薬品等として抗菌剤が使用されている家畜、養殖水産動物、愛玩動物における薬剤耐性菌の監視・動向調査を行います。
- (2) 抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するための、獣医師、生産者等に対する研修を行います。
- (3) 農薬として登録されている抗菌剤について、薬剤耐性のリスク評価に必要な調査を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

お問い合わせ先：

- 1、2（1）～（3）、4（3）の事業
消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585）
- 2（4）、（5）の事業
消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2104）
- 3、4（1）、（2）の事業
消費・安全局畜水産安全管理課（03-3502-8097）

安全な生産資材の供給体制の整備

- 農薬等の生産資材の安全と品質を確保し、その安定的な供給を図っていくため、生産資材の使用基準や残留基準値の設定等に向けた、生産資材やこれに含まれる有害物質の調査・試験等による科学的なデータの収集分析、分析・試験法の開発等を推進
- 薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施

農薬

- 野菜類における作物群での農薬登録の実現に向けた作物残留データの収集
- 作物への残留濃度の推定方法の開発
- 我が国とアジア等諸外国との農薬の共同評価の実施に向けたセミナー
- 農薬登録されている抗菌剤の使用による薬剤耐性菌の発現状況の調査

飼料

- 食用馬等向けの飼料のかび毒等の基準値設定のための試験
- 飼料の適正製造規範（GMP）導入推進のための実態調査、技術的支援
- 飼料の輸入先の多様化に伴う海外登録農薬の分析・試験法の開発

肥料

- 下水汚泥等の国内未利用資源の肥料原料としての活用促進に向けた、有効成分や有害成分等の分析調査
- 堆肥中の有害微生物の含有実態の把握

動物用医薬品

- 動物用医薬品の使用基準や残留基準値の設定等に必要な調査・試験
- 国際基準への我が国の実態の反映及び当該基準の新興国への普及啓発
- 家畜、養殖水産動物における薬剤耐性菌の監視・動向調査
- 抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するための、獣医師、生産者等に対する研修

54 薬剤耐性対策

【2, 408 (2, 259) 百万円の内数】

対策のポイント

畜産・水産・農業分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施するとともに、ワクチンや代替薬等の開発等を支援します。

<背景/課題>

- ・抗菌剤が効かない薬剤耐性菌が原因の感染症が拡大し、薬剤耐性対策が国際的な課題となっています。
- ・抗菌剤は、ヒトだけでなく家畜等にも使用されますが、その使用には薬剤耐性菌の発現リスクがあり、畜産物等を介してヒトに影響することも懸念されています。
- ・2016年4月に関係閣僚会議において決定された「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に沿って畜産・水産・農業分野における薬剤耐性対策を推進する必要があります。

政策目標

薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産の畜産物・水産物・農産物に対する消費者の信頼確保に貢献

<主な内容>

1. 監視・動向調査の強化、抗菌剤の慎重な使用に関する研修の実施

308 (279) 百万円の内数

- (1) 薬剤耐性菌の発現の動向を的確に把握し、監視するため、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物における動向調査を実施します。また、動物からヒトへの伝播が懸念されている薬剤耐性菌の調査・解析を新たに実施します。
併せて、監視・動向調査の強化に必要な自動分析装置を導入します。
- (2) 畜産の生産現場における抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するため、獣医師、生産者等に対する研修を実施します。
- (3) 農業分野における抗菌剤の薬剤耐性に関するリスク評価に向けて、抗菌剤を使用したほ場における薬剤耐性菌の発現状況等の調査を実施します。

委託費
委託先：民間団体等
事業実施主体：動物医薬品検査所

2. ワクチンや代替薬等の開発・実用化の促進

62 (69) 百万円

抗菌剤の使用機会を減少させるため、感染症を予防するワクチンや、抗菌剤の代替となる薬剤及び飼料添加物の開発・実用化を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 養殖水産分野における指導体制の構築

(消費・安全対策交付金で実施)

2, 038 (1, 910) 百万円の内数

養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を実施します。

交付率：定額(1/2以内)
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

- 1 (1) (2)、2、3の事業
消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
- 1 (3)の事業
消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585)

薬剤耐性対策

背景

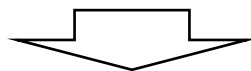
- 抗菌剤が効かなくなる薬剤耐性感染症が世界的に拡大。
- 抗菌剤は、ヒトだけでなく家畜等にも使用。使用すると薬剤耐性菌が発現するリスク。畜産物等を介してヒトに影響することも懸念。

国際社会の動向

- 2015年5月のWHO総会で薬剤耐性に対する国際行動計画を採択
- 2016年4月のG7新潟農業大臣会合、5月の伊勢志摩サミットにおいて、主要議題の一つとして薬剤耐性対策について議論
- 2016年9月の国連総会では、対策の一層の推進を決議

我が国の対応

- ヒトの医療のほか、畜産・水産等の各分野において薬剤耐性対策が必要。
- これまで、畜産分野においては、薬剤耐性菌の動向調査やヒトの健康への影響評価に基づいて対策を実施。
- さらに、2016年4月に、関係閣僚会議において決定された「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に沿って、各分野でさらに取組を強化。



<平成30年度予算概算決定の主な内容>

1. 監視・動向調査の強化等

- ・ 家畜、養殖水産動物及び愛玩動物における動向調査を実施。動物からヒトへの伝播が懸念されている薬剤耐性菌の調査・解析を新たに実施。【生産資材委託費】
- ・ 多検体を効率的に分析できる機器を動物医薬品検査所に整備。【動物用医薬品検査所：検査事業費】
- ・ 抗菌剤の「慎重な使用」を徹底するための獣医師や生産者に対する研修を実施。【生産資材委託費】
- ・ 抗菌剤を使用したほ場における薬剤耐性菌の発現状況等の調査を実施。【生産資材委託費】

2. ワクチンや代替薬等の開発・実用化促進

- ・ 抗菌剤の使用機会を減少させるため、感染症を予防するワクチンや、抗菌剤の代替となる薬剤及び飼料添加物の開発・実用化を支援。【動物用ワクチン等実用化促進事業】

3. 養殖水産分野における指導体制構築

- ・ 養殖水産分野において抗菌剤の適正使用を指導する体制を構築するため、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を実施。【消費・安全対策交付金】

<政策目標> 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産の畜産物・水産物・農産物に対する消費者の信頼確保に貢献

55 消費・安全対策交付金

【2,038(1,910)百万円】

対策のポイント

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、農作物の病害虫や家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止、国産農畜水産物の安全性の向上等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・農作物の病害虫・家畜の伝染性疾病の発生状況や、地域の農林水産業、食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に発生予防とまん延防止、リスク管理措置等の適切な取組を実施していくことが大切です。

政策目標

- 農作物の病害虫や家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの普及促進

<主な内容>

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。

1. ジャガイモシロシストセンチュウ、プラムポックスウイルス（和名：ウメ輪紋ウイルス）等の病害虫の発生地域から一定期間内に根絶を図るための防除対策等
2. 豚流行性下痢、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
3. 国産農畜水産物の安全性の向上
4. 食品トレーサビリティの普及促進

（ 交付率：定額（10/10、9/10以内、1/2以内、1/3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 ）

[お問い合わせ先：消費・安全局総務課 （03-3591-4830）]

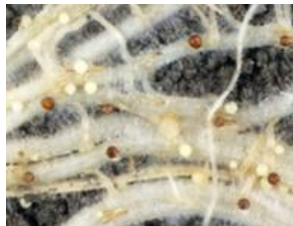
消費・安全対策交付金

- ジャガイモシロシストセンチュウやプラムポックスウイルス(和名:ウメ輪紋ウイルス)等の病害虫の一定期間内での根絶・まん延防止を支援
- 豚流行性下痢や鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病への適切な対応(危機管理体制の整備、農場バイオセキュリティの強化、消毒の徹底等)を支援
- 科学的知見に基づく農畜水産物の適切なリスク管理の取組による農畜水産物の安全性向上等を推進

I 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

1. ジャガイモシロシストセンチュウやプラムポックスウイルス等の病害虫の一定期間内での根絶・まん延防止

- ①ジャガイモシロシストセンチュウやプラムポックスウイルス等の病害虫の一定期間内での根絶・まん延防止を図るための取組
- ②ミカンコミバエ等の侵入警戒調査 等



根に付着する粒がジャガイモシロシストセンチュウ(カップ検診で検出)



プラムポックスウイルスに感染したウメの葉



ミバエ侵入警戒トラップ

2. 豚流行性下痢や鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病への対応

- ①豚流行性下痢等の発生及び拡大防止のための地域における消毒の実施
- ②地域における車両消毒施設の整備(ハード)、防鳥ネットの導入等による農場バイオセキュリティの向上
- ③鳥インフルエンザ等発生時を想定した防疫演習の実施による危機管理体制の整備 等



車両消毒施設



豚流行性下痢や鳥インフルエンザの症状

II 農畜水産物の安全性の向上

- ・有害化学物質及び有害微生物等のリスク管理措置の地域実態に即した有効性検証、農薬の適正使用等の総合的な推進、畜水産物の安全の確保のための調査分析・機器整備・体制整備等

56 家畜衛生等総合対策

【5, 503 (5, 488) 百万円】

対策のポイント

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景/課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を徹底させるためには、産業動物獣医師を育成・確保し、必要な産業動物獣医師数を確保できない地域を解消することが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策の徹底
- 地域における産業動物獣医師の育成・確保

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4, 849 (4, 848) 百万円

- (1) 畜産物の輸出促進及び家畜の生産性の向上に資するよう、近年発生が増加しているEBL（牛の血液の病気）や牛ウイルス性下痢・粘膜病等の家畜の慢性疾病の清浄化対策を推進します。

また、飼養衛生管理の徹底、迅速かつ正確な診断体制の整備を推進するとともに、野生動物における伝染性疾病の監視等を行います。

- (2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行います。

（委託費、補助率：10/10、1/2等
委託先、事業実施主体：都道府県、民間団体等）

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 402 (424) 百万円

人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、繁殖雌牛の輸入需要急増に対応するための検査体制の維持等、水際での防疫措置の徹底を図ります。

（事業実施主体：動物検疫所）

3. 産業動物獣医師の育成・確保 189 (154) 百万円

地域における産業動物獣医師の育成・確保のため、産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援を実施します。

（補助率：1/2以内等
事業実施主体：民間団体等）

[平成30年度予算の概要]

4. 水産防疫体制の充実・強化

63(63)百万円

疾病のリスクに応じた防疫対策の強化を図るため、クルマエビ・カキ等の疾病の国内への侵入リスク等を評価し、リスク管理措置を実施するための科学的データを収集するとともに、診断・予防・まん延防止等に係る技術開発、魚病診断機関の検査精度向上のための体制構築等を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

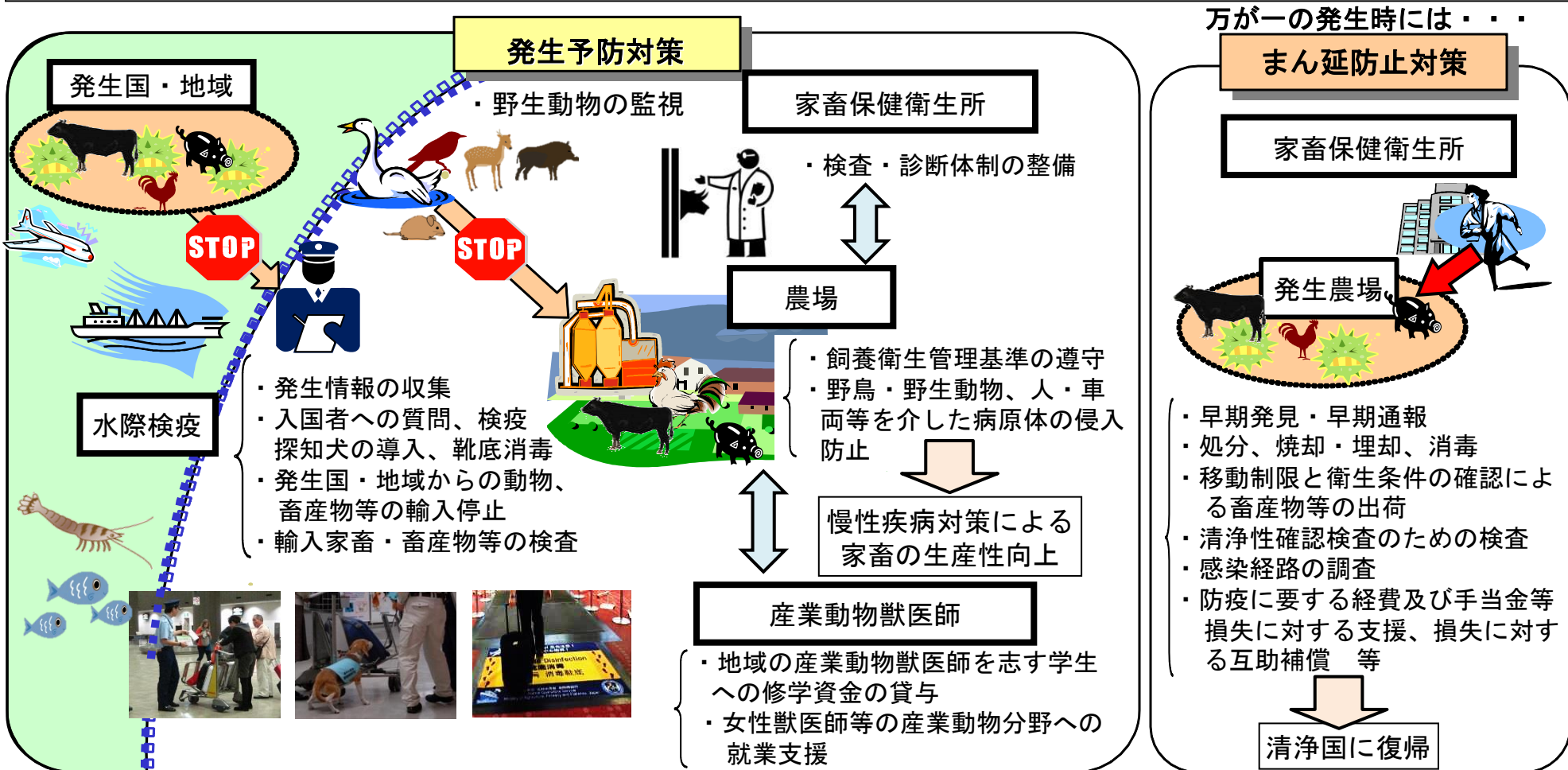
（お問い合わせ先：
1、2の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
3、4の事業 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)）

家畜衛生等総合対策

【平成30年度予算概算決定額5,503(5,488)百万円】

畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

＜主な内容＞家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止、家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止、産業動物獣医師の育成・確保、水産防疫体制の充実・強化



57 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

【189（154）百万円】

対策のポイント

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生を対象とした臨床実習、女性獣医師に対する就業支援等により、産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<背景/課題>

- ・家畜の診療や防疫に従事する産業動物獣医師は、家畜の保健衛生の向上等を通じて、地域の畜産を支えています。しかしながら、地域によっては、その確保が困難となっていることから、地域における産業動物獣医師の育成・確保が課題となっています。

政策目標

地域における産業動物獣医師の育成・確保

<主な内容>

1. 修学資金の貸与による就業の誘導

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への地域枠入学者*・獣医学生を対象として、大学入学後に月額18万円を上限とする修学資金(最長6年間)と入学時の納付金(入学金等)に相当する修学資金を貸与します。

※：獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った学生の選抜枠です。
地域枠入学者については、実質的に6年間の学費相当額が修学資金として貸与されることとなります。

2. 獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上

(1) 獣医学生を対象として、産業動物診療や家畜衛生行政についての理解を深めるため、地域での臨床実習等を実施します。

(2) 産業動物獣医師を対象とした技術向上のための臨床研修等を実施します。

3. 女性獣医師等の産業動物分野への就業支援

(1) 女性獣医師等を対象として、職場復帰・再就職に当たって、最新の知識の習得や獣医療の技術の向上を図るための研修を実施します。

(2) 産業動物診療施設の雇用者を対象として、女性獣医師の就業に対する理解を醸成するための講習を実施します。

(3) 獣医学生を対象として、将来の就業先について考える機会を提供するためのセミナー等を実施します。

補助率：1/2以内等
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：消費・安全局畜水産安全管理課（03-3501-4094）]

獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医学生等の就業を誘導する地域への支援【拡充】

- 1 産業動物獣医師への就業を志す、地域枠入学者※¹や獣医学生に修学資金を貸与する地域への支援 → **貸与月額(上限)の引上げ:12万円→18万円**(注:国公立10万円)

- ・ 地域枠入学者:大学入学時に納付する費用及び月額18万円(上限)を貸与
- ・ 獣医学生:月額18万円(上限)を貸与

修学資金は一定期間※²を産業動物獣医師として就業予定先で勤務すれば返還免除

※¹ 獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った生徒の選抜枠により入学を許可された者

※² 貸与月額が12万円以下の場合は貸与期間の3/2の期間(6年の場合9年)、12万円を超える場合は貸与期間の5/3の期間(6年の場合10年)

- 2 獣医学生に対する臨床実習の実施

畜産地域の獣医大学、農業共済診療施設等での臨床実習や都道府県の家畜保健衛生所等での行政体験研修を実施

ライフステージに応じた活躍の支援

- 1 学生への情報提供

将来の就業先について考える機会を提供するセミナーや獣医師が働く診療現場等の見学を実施

- 2 女性獣医師等のスキルアップ

職場復帰・再就職に当たって、最新の知識の習得や技術の向上を図るための研修を実施

- 3 雇用者の理解醸成

女性獣医師等の就業に対する理解を醸成するための講習を実施

卒後研修による獣医師の定着化

- 1 新卒獣医師への臨床実習の実施

実践的な診断技術や臨床現場における基礎的知識の修得

- 2 中堅獣医師への臨床研修の実施

家畜伝染病の予防技術や飼養衛生管理に関する知識の習得

58 産地偽装取締強化等対策

【269（264）百万円】

対策のポイント

適正な産地表示等を確保するため、食品の科学的分析による原産地判別等を強化し、効果的・効率的な監視を実施します。また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、取り組みやすいマニュアルの作成、セミナーの開催を行います。

<背景／課題>

- ・輸入食品の産地偽装等が後を絶たない中、食品表示監視業務において、産地偽装等の取締りを強化していくことが必要です。
- ・そのためには、民間の分析機関において、より高い精度で原産地判別のための科学的分析を行うとともに、販売されている牛肉に牛の個体識別情報が適正に伝達、表示されているかどうかを科学的に確認していくことが重要です。
- ・また、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、特に中小企業における新制度への円滑な移行を支援することが求められています。

政策目標

- 食品表示の遵守状況の確実な改善
- 加工食品の原料原産地についての適正な表示の推進
- DNA鑑定による牛肉の個体識別情報の正確な伝達の確保

<主な内容>

1. 産地表示適正化推進事業

35（34）百万円

不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、より高い精度で原産地判別のための科学的分析を行います。

また、加工食品の原料原産地の表示方法、原料・製品等の管理方法、記録の作成方法等の事例を調査し、特に中小規模の食品製造業者等が取り組みやすいマニュアルを作成するとともに、マニュアルを活用したセミナーを開催します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業

233（230）百万円

国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

[お問い合わせ先：消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5724）]

産地偽装取締強化等対策

【平成30年度予算概算決定額 269(264)百万円】

適正な産地表示等を確保するため、より高い精度で原産地判別のための科学的分析を実施し、効果的・効率的な監視を行うとともに、加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入に向け、取り組みやすいマニュアルの作成、セミナーの開催を行います。

また、と畜された牛の個体識別番号が販売されている牛肉に適正に伝達、表示されているかを科学的に確認するため、牛肉のDNA鑑定を実施します。

I 産地表示適正化推進事業【35(34)百万円】

委託費
委託先: 民間団体等

産地表示適正化対策事業委託費

・不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、より高い精度で原産地判別のための科学的分析を実施。

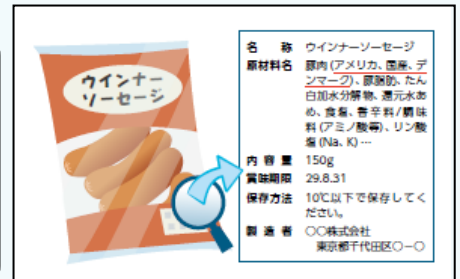


元素分析による原産地判別

食品表示・トレーサビリティ推進事業委託費

平成29年9月に施行されたすべての加工食品の原料原産地表示を義務付ける新たな制度について、平成34年3月末までの経過措置期間内にすべての事業者が新たな制度への対応を円滑に行えるよう、以下を実施。

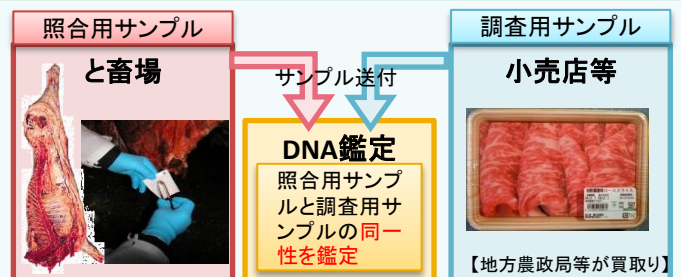
- ・加工食品の原料原産地の表示方法、原料・製品等の管理方法、記録の作成方法等について、特に中小規模の食品製造業者等が取り組みやすいマニュアルを作成
- ・マニュアル作成のための事例調査
- ・マニュアルを活用したセミナーの開催



II 牛肉トレーサビリティ業務事業【233(230)百万円】

委託費
委託先: 民間団体等

・と畜された牛の個体識別番号が販売されている牛肉に適正に伝達、表示されているかを科学的に確認するため、牛肉のDNA鑑定を実施。



59 食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【515（482）百万円】

対策のポイント

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

<背景/課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費の必要な段階で、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物の汚染実態を踏まえた安全性向上対策の策定、生産資材（農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査、試験等に基づく使用基準や残留基準値の設定等を行っていくことが必要です。

政策目標

- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 科学的な知見に基づき、効果が高く安全な生産資材を安定的に供給

<主な内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 155（142）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質・微生物について、食品等の含有・汚染実態を調査します。

また、人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、事業者と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

2. 生産資材安全確保総合対策事業 360（340）百万円

生産資材の使用基準や残留基準値の設定等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等の実施を支援します。

（委託費、補助率：定額）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

1の事業 消費・安全局食品安全政策課（03-6744-2135）

2の事業のうち

農薬・肥料 消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585）

飼料・動物用医薬品

消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2103）

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業

食品や飼料中の化学物質の含有実態を調査

(平成18年度～)

食品や生産環境中の微生物の汚染実態を調査

(平成19年度～)

調査・分析対象の選定スキーム

リスク管理検討会(関係者)

毒性、汚染実態等についての情報収集

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物の決定

サーベイランス・モニタリング計画※の作成

※5年間の中期計画と毎年の年次計画を作成

I

計画に基づく食品等の含有・汚染実態調査の実施

科学的根拠に基づき安全を確認

III

策定した汚染防止・低減対策の効果検証
(必要に応じ、対策を見直し)

II

汚染防止・低減対策の策定・普及

- ・事業者と連携した実施可能な低減技術の有効性の検討
- ・事業者への汚染防止・低減対策の普及

フードチェーン全体を通じた安全性の向上

国民の健康への悪影響を未然に防止

2. 生産資材安全確保総合対策事業

最新の科学的な知見に基づく、安全な生産資材の確保に向けた取組

【生産資材を取り巻く課題】

- ・国際的な標準に整合した制度の運用
- ・最新の科学的な知見に基づく使用基準等の設定・不断の見直し

農薬

… 農薬の安全性に関する審査を充実させるための調査・試験 等

肥料

… 未利用資源の安全性の調査・試験 等

飼料

… 食用馬向け飼料のかび毒等の基準値設定に必要な試験 等

動物用
医薬品

… 使用基準・残留基準値の設定等に必要な調査・試験

60 日本型直接支払

【77, 190 (76, 960) 百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48, 401 (48, 251) 百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）〕

事業実施主体：農業者等の組織する団体

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等）〕

都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等

事業実施主体：農業者等の組織する団体

[平成30年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,450(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(カバークロープ：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成30年度予算概算決定額 77,190(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,401(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,450(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カパークロップ

多面的機能支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 48,401(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,801(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り 水路の泥上げ ため池の草刈り 農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 植栽活動 ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

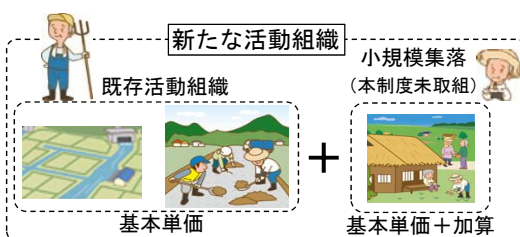
◎ 活動組織の広域化に向けた措置（拡充）

加算措置

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



要件緩和

中山間地域等の条件不利地域において、広域活動組織の設立要件を緩和

（例）都府県の場合
農用地面積 100ha以上
↓
農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

【多面的機能支払推進交付金】 1,600(1,500)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援
- ・ 広域活動組織の設立支援、交付金の効果や取組の実施状況に係る調査の実施（拡充）

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 26,340 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,890 (25,800) 百万円

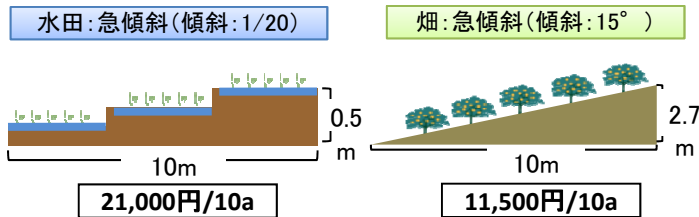
中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、当該協定に基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定等に基づく活動】

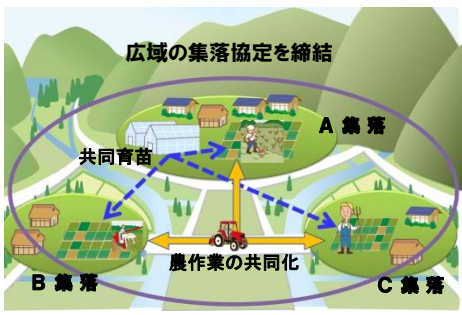
- ① 農業生産活動を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする運用改善を平成31年度まで延長
※ 個別協定の場合は、農業生産活動を継続するための活動等

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に支援

【集落連携・機能維持加算】

① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援



【単価】
地目にかかわらず
3,000円/10a

② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

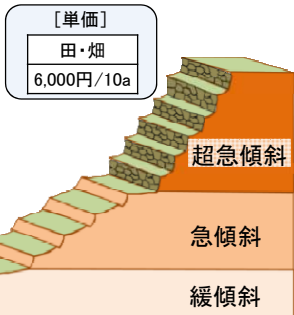
【単価】
田 4,500円/10a
畑 1,800円/10a

【超急傾斜農地保管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
※ 平成29年度より、【集落協定等に基づく活動】の①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



石積みのある超急傾斜地



【単価】
田・畑
6,000円/10a

【中山間地域等直接支払推進交付金】 250 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】（拡充）200 (200) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業」に係る推進活動の支援について、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 2,450 (2,410) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,360 (2,310) 百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

30年度からの変更 国際水準GAPに取り組んでいただくことが要件となります。
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。

【支援対象活動】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

- ↳ 土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献
- ↳ ささまざまな生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

◆ 全国共通取組 ◆



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

農業者の組織する団体等は、左記の対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

◆ 地域特認取組 ◆

全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組 例) 草生栽培、冬期湛水管理、リビングマルチ、IPM、江の設置等		3,000円～8,000円 /10a
取組内容や交付単価は、都道府県により異なります		

30年度からの変更

- 複数取組支援は廃止されます。
〔同一のほ場においては、1つの取組に対してのみ支援します〕
- 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 都道府県、市町村等による事業の推進を支援 90 (100) 百万円

(関連対策)

【環境保全型農業効果調査事業委託費】 事業効果の検証に必要な調査・分析を実施 10 (―) 百万円